

農地法第3条（農地の売買、贈与、賃貸等の許可）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方、まずは、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借等には農地法第3条の規定に基づき、農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

●農地法第3条の主な許可基準

①全部効率要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の飼う昨冬の事業に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

②農地所有適格法人要件

農地法第2条第3項の各号に規定する要件を満たす法人であると認められること。

③農作業従事要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

④地域との調和要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作等の事業の内容等が農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないと認められること。